

## 仙北市地方就職支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大学卒業後に地方に移住・就職する学生を支援するため、東京圏の大学を卒業して、秋田県内の企業に就職し仙北市に移住する者に対し、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することに関し、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 生活の本拠を仙北市に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

### (対象者要件)

第3条 地方就職支援金の対象となる者は、次の第1号及び第2号の要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。
  - ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
    - (ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。
    - (イ) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。
  - イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
    - (ア) 勤務地が秋田県内に所在する企業に就職することが内定していること。ただし、正式な内定日が卒業年度の10月1日以降であること。
    - (イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、仙北市に移住する意思を有していること。
  - ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
    - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
    - (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
    - (ウ) その他市長が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件 次に掲げるア及びイに該当すること。
  - ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が秋田県内に所在すること。
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業者でないこと。
- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (オ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 仙北市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定である等、転勤、出向、研修等に伴い市区町村間の住民票の異動が必要となる勤務地の変更がないこと。

（支援金の額等）

第 4 条 支援金の額は、大学の卒業年度における 6 月 1 日以降の採用面接等にかかる往復交通費（1 回分限り）の  $1/2$  とし、上限を 17,220 円とする。

2 前項に規定する交通費は、内定後の研修や内定者懇談会等にかかる交通費は対象とせず、交通費以外の経費（宿泊費、食卓費、日当等）は含まない。

（交付の申請）

第 5 条 地方就職支援金の交付を受けようとする者は、地方就職支援金申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、卒業年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書その他の提示により本人確認ができる書類の写し
- (2) 内定先企業による内定証明書（様式第 2 号）
- (3) 卒業学年であることが確認できる在学証明書（学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）したもの）
- (4) 交通費を支払ったことが確認できる領収書等の写し
- (5) 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）

（交付の決定）

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、予算の範囲内において、地方就職支援金の交付を決定し、地方就職支援金交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、地方就職支援金の交付が適当でないとしたときは、その旨を地方就職支援金不交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第 7 条 前条第 1 項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、地方就職支援金の交付を受けようとするときは、地方就職支援金交付請求書（様

式第5号)を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第8条 市長は、前条の請求書に基づき、交付決定者に地方就職支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 交付決定者は、紛失等の理由により、地方就職支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定通知書再交付願(様式第6号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに「再交付」と表示した地方就職支援金交付決定通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、事業の適切な実施のため必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者に対し、必要な事項について報告を求めるとともに、立入調査を行うことができる。

(返還請求)

第11条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の各号の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に仙北市に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に仙北市に住民票がある場合を除く。)

エ 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。)

オ 転入日から3年未満に仙北市以外の市区町村に転出した場合

(2) 半額の返還 転入日から3年以上5年以内に仙北市以外の市区町村に転出した場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。